

消防法施行令の一部を改正する政令について

令和 6 年 1 月
消防庁 予防課

1. 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）第 4 条の規定による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正により、防火規制に係る別棟みなし規定の創設や建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われた（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

これを踏まえ、消防法（昭和 23 年法律 186 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）で定める消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準（以下「消防用設備等の技術基準」という。）に係る規定の整備を行う必要がある。

2. 改正内容

（1）消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充【令第 8 条関係】

消防用設備等の技術基準は、原則として防火対象物一棟単位で適用されているが、建築基準法上の防火規制に係る別棟みなし規定の創設を踏まえて、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定を拡充する。

（2）建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備【令第 11 条等関係】

令では、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けている。建築基準法の一部改正により、特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物の建築が可能となるが、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日